

## 第15回阿賀町入札監視委員会会議録

1. 日 時 平成22年12月3日(金) 13時15分～15時30分
2. 会 場 阿賀町役場3階第3会議室
3. 出席者 委員 沢田委員長、伊津委員、五十嵐委員、関塚委員、鷺尾委員  
町側 長谷川副町長、渡部総務課長、眞田行政管財係長、佐藤主事
4. 議案
  - 抽出事案の説明・審議について
  - 抽出事案
    - ・制限付一般競争入札
      - ①阿賀町新斎場第2次外構工事
      - ②森林管理道深戸花立線(深戸工区)開設工事
      - ③阿賀町観光案内看板設置工事
      - ④釣浜橋水道管添架工事
      - ⑤芦沢高原ハーバルパーク遊歩道改修工事
    - ・指名競争入札
      - ⑥鹿瀬地区消火栓取替設置工事
      - ⑦防火水槽蓋設置工事(五十沢・白崎)
      - ⑧防火水槽蓋設置工事(長谷)
    - ・随意契約
      - ⑨阿賀町汚泥再生センタープラント機器改修工事第1基分
    - ・その他資料
      - ・再入札実施案件の入札額の比較 1件
      - ・落札率95%以上全事案の入札額と差額の比較 28件
  - その他
5. 会議録 別紙のとおり

説明・答弁	質問・意見
<p><b>渡部総務課長</b></p> <p>第15回の入札監視委員会の開会。</p> <p>次第に従い、長谷川副町長・沢田委員長からあいさつをお願いした。</p> <p><b>長谷川副町長</b></p> <p>委員各位に親しく時節のあいさつを述べた後、昨年度同期に比較して落札率が2～4%ほど上昇している。原因は時限措置として運用している最低制限価格の引き上げにあると思われる。また、最近は最低制限価格を下回る入札が多く見られることから、前回委員会で話題となった変動制最低制限価格の導入についてもシミュレーションした資料も用意したので委員各位からのご教示をお願いしたい旨を述べ挨拶とした。</p> <p><b>沢田委員長</b></p> <p>前回委員会の後で、全国では談合事件が相次いだ。茨城県の官製談合事件、特許庁の贈収賄事件、日本年金機構の官製談合事件と全国ではこの他にも多くの事件が発生している。決してこのようなことが阿賀町でおこることのないよう今後も町の入札制度を監視していきたい旨を述べ挨拶とした。</p> <p><b>渡部総務課長</b></p> <p>以後の進行を委員長をお願いした。</p> <p><b>沢田委員長</b></p> <p>次第に従い、抽出事案の説明・審議に移り、事務局に様式1から様式6までの説明を求めた。</p> <p><b>真田係長</b></p> <p>「様式1から様式6」までと、「落札率95%以上事案の入札額との比較一覧」、「再</p>	

説明・答弁	質問・意見
<p>入札実施案件の入札額の比較一覧」、を説明した。</p> <p><b>沢田委員長</b></p> <p>続いて、今回の抽出案件の抽出理由を当番の鷲尾委員に説明を求めた。</p> <p><b>沢田委員長</b></p> <p>続いて事務局に様式7の「制限付き一般競争入札」の抽出事案の説明を求めた。</p> <p><b>真田係長</b></p> <p>様式7の「制限付き一般競争入札」5件を説明した。</p> <p><b>沢田委員長</b></p> <p>ご質問ご意見ありませんか。</p>	<p><b>鷲尾委員</b></p> <p>制限付き一般競争入札については、金額の大きい順で2件、1千万円以上で落札率の高いもの2件、全事案の中で落札率が一番高いもの1件を抽出。指名競争入札では落札率の高いもの2件、再入札1件。随意契約では全事案で落札率の高いもの1件を抽出した。</p> <p><b>鷲尾委員</b></p> <p>今回の積算内訳を見ると、円単位まで同額の内訳のことが多い。情報によると積算ソフトが進歩して、数量の入力間違いしない限り同じ金額が算出されるとのこと。そうなるので諸経費の部分でしか差がつかないこととなるので積算内訳書をチェックしてもわからない部分が多い。今後はより注意して比較する必要性を感じる。また、5件中3件は高落札率であり、競争性に疑問をもつ案件である。しかし、残りの2件については、失格者がでていた案件と90%未満の案件であり競争が見受けられるものもある。</p> <p><b>沢田委員長</b></p> <p>今の話だと積算ソフトが飛躍的に進歩し</p>

説明・答弁	質問・意見
<p><b>真田係長</b></p> <p>今ほどのお話のとおり、積算ソフトが進歩していることについては町側も承知している。また積算単価についてもそのほとんどが公表されているので、直接工事費については、町の積算に近い金額が算出されているものと思われる。競争性が働いているかを判断するとすれば一般管理費での比較くらいしかないと思われる。</p>	<p>ているとのことなのか。</p> <p><b>鷲尾委員</b></p> <p>従来のものに比較して日々進歩しているとのことだ。</p> <p><b>伊津委員</b></p> <p>極論を言えば、工事に対して客観性が担保されるということか。誰がやっても同じ工事になるということであり、そうなれば競争入札をする必要が無くなるということなのか。</p> <p><b>沢田委員長</b></p> <p>競争できる要素は諸経費等での競争となるのではないか。</p> <p><b>五十嵐委員</b></p> <p>その理論からすれば、予定価格を上回った入札額はなくなるわけだが、資料の落札率95%以上の比較表を見ると、予定価格以上の入札額が多く見られる。逆に不自然さを感じる入札額とも言えるのではないか。</p> <p><b>鷲尾委員</b></p> <p>業者の言い分としては、見積はしっかりやっているとすることになる。従ってやはり高落札率のものは疑わしいということになるのではないか。</p> <p><b>鷲尾委員</b></p> <p>②の案件は、積算内訳比較表を見る限り</p>

説明・答弁	質問・意見
<p><b>佐藤主事</b></p> <p>町で利用しているソフトは、新潟県建設技術センターで運用しているソフト。ほとんどの県内自治体が同じソフトを利用して積算している。</p> <p><b>眞田係長</b></p> <p>積算歩掛かり等についてほとんど公表されている上、単抜き設計書で詳細に数量等の明示がされている。また不明な点は業者が質問するため、ほぼ町の積算と同額の数値が算出することは可能と思われる。</p> <p><b>総務課長</b></p>	<p>2社については、最低制限価格付近での競争しているのが見受けられる。しかし他社については、まったく競争している気配は感じられない。もっとも、全ての業者が競争してくるということでもないのだから、競争性という観点では適切な入札だったと言える。ただ、約35万円差で、最低制限価格を下回った方が失格というのはいかがなものか。履行に支障がある金額とは決して言えないので、入札である以上、著しい金額差がない限り、最低の金額を入札したものを落札者とするのが正しい入札だと考える。</p> <p><b>五十嵐委員</b></p> <p>指名競争入札では、ほとんどの案件で予定価格を上回る入札がある。このことについて本当に議論する必要があるのかも疑問に感じる。このような中での最低制限価格の設定は意味をもちず不用なものと考ええる。</p> <p><b>沢田委員長</b></p> <p>町で使用している積算ソフトと業者が使用している積算ソフトは同じものなのか。</p>

説明・答弁	質問・意見
<p>積算内訳比較表を見ると、今の説明や各委員の発言のとおり直接工事費については、似かよった数字となっている。町も諸経費での価格競争になって来ているということは認識している。</p> <p><b>副町長</b></p> <p>県は町よりも高い率での最低制限価格を設定しているが、更に引き上げるというような情報も聞こえてくる。</p> <p><b>真田係長</b></p> <p>町内業者の中には県の工事も受注している業者もある。県に準じた率に引き上げてもらいたいと意見もいただいている。</p> <p><b>真田係長</b></p> <p>過当競争防止の目的で、他県では最低制限価格を事前公表しているところもある。</p> <p><b>真田係長</b></p> <p>全部が抽選ということでもないが、抽選が多いと聞いている。</p>	<p><b>鷲尾委員</b></p> <p>落札率が上がっているのは、町が最低制限価格を引き上げて高めに誘導しているのだから仕方がない。</p> <p><b>五十嵐委員</b></p> <p>災害時の対応のためにも、建設業者を保護していこうという方針が、国・県から出ていると聞いている。</p> <p><b>沢田委員長</b></p> <p>競争してはいけないような指導だ。</p> <p><b>鷲尾委員</b></p> <p>最低制限価格の引き上げについては、公平な競争という観点からすれば時代背景から逆行している指導と思う。</p> <p><b>五十嵐委員</b></p> <p>全国の首長は、地元企業保護や住民雇用の観点から、様々な地元業者保護対策を講じていると聞く。</p> <p><b>鷲尾委員</b></p> <p>そのようなところは結果的には抽選になってしまうのか。</p>

説明・答弁	質問・意見
<p><b>沢田委員長</b></p> <p>他に質問、意見がないことを確認し、次の指名競争入札の案件の説明を事務局に求めた。</p> <p><b>眞田係長</b></p> <p>様式 7 の「指名競争入札」3 件について説明した。</p> <p><b>沢田委員長</b></p> <p>ご質問ご意見ありませんか。</p> <p><b>眞田係長</b></p> <p>⑦の入札終了時には、落札業者のみを公表し、⑧の入札終了後に⑧の落札業者と落札金額の公表、⑦の落札金額を公表した。</p>	<p><b>鷺尾委員</b></p> <p>当然、競争すれば抽選と言うこととなる。このような状況で何が公平だと言うことは難しい問題だと思う。</p> <p><b>沢田委員長</b></p> <p>入札制度で地元企業保護しようとする、このような無理が出てくる。地元企業保護対策が必要なのであれば補助金等を支出する方策とすべきもの考える。</p> <p><b>鷺尾委員</b></p> <p>たとえ入札制度で反映させるとしても、総合評価方式で地域貢献度を高く評価し、有利な条件とすれば、落札額が高くとも納得できるもの考える。</p> <p><b>沢田委員長</b></p> <p>各委員の今の意見については、長期的な視野に立ち、各方面から意見等を聞いて進める必要がある。</p> <p><b>鷺尾委員</b></p> <p>⑦と⑧の工事内容はまったく同じだが、入札はどのようにしたのか。</p> <p><b>鷺尾委員</b></p> <p>入札結果表を見ると⑦の落札業者は、⑧の入札を辞退している。設計数量が同じなのであれば、⑦の落札業者が⑧の案件も落</p>

説明・答弁	質問・意見
<p><b>眞田係長</b></p> <p>⑦の落札業者が⑧の入札を辞退したことについては、⑦の工事を落札できたので業者の都合により辞退したものと思われる。また、同じ工事で積算内訳が違うことについては、数量は同じでも施行場所が違うので、差があっても不自然ではないと考える。</p> <p><b>眞田係長</b></p> <p>2件目の入札辞退については、工期が同じことや技術者や作業員の配置などの理由もあるのかもしれない。いずれにせよ業者の都合によるものとしか言えない。</p> <p><b>総務課長</b></p> <p>同じ地域とはいえ、やはり現場に近いところに本社がある業者が有利な価格を入札できるものと思われる。今回の場合も本社が最も近い業者が落札している。これは他地域でも見られる現象だ。</p> <p><b>沢田委員長</b></p> <p>この案件について、ヒアリング等が必要か。</p>	<p>札して当然だったのではないか。⑦と⑧の落札業者以外の業者は2件とも同じ積算内訳となっている。どう考えても不自然で、はじめから落札業者が決まっていたとしか考えられない。</p> <p><b>関塚委員</b></p> <p>同じ内容の工事であれば、2件とも落札した方が資材調達などで利益を得やすいのではないか。高額な工事でもないし特殊な工事でもないことから不自然さはぬぐえない。</p> <p><b>鷲尾委員</b></p> <p>入札監視委員は、このような不自然さを感じるような案件の牽制をすることが目的なのでこれからも注視したい。また町側も不自然な点は問いただすことが必要だ。</p> <p><b>鷲尾委員</b></p> <p>全業者に対するヒアリングまでは必要な</p>



説明・答弁	質問・意見
<p><b>眞田係長</b> 工事内容が同じなのに、積算内訳が違う理由についてのヒアリングを実施したい。</p> <p><b>沢田委員長</b> 他に質問、意見がないことを確認し、次の随意契約案件の説明を事務局に求めた。</p> <p><b>眞田係長</b> 様式 7 の「随意契約」1 件について説明した。</p> <p><b>沢田委員長</b> ご質問ご意見ありませんか。</p> <p><b>眞田係長</b> 汚泥再生センターのプラント機器の改修工事という特殊な工事であり、職員では積算が不可能なため、メンテナンス業者から見積を徴し設計根拠としたところ。</p> <p><b>眞田係長</b> この案件については、当初、制限付き一般競争入札で執行するべく公告したところ、設計根拠として見積を徴した業者 1 社しか申し込みがなかったため、価格面の客観性が確保出来ないこと判断し、入札を中止したもの。その後、随意契約に移行したため、業者側も見積あわせの随意契約であることは承知をしていることから、企業努力の分、見積額を下げ提出したものと思われる。</p> <p><b>眞田係長</b></p>	<p>いが、落札したそれぞれの業者には積算内容についてヒアリングすべき。</p> <p><b>沢田委員長</b> 後日、委員会でヒアリング結果について報告を求める。</p> <p><b>鷲尾委員</b> 予定価格の根拠となる見積については業者から徴したとの説明だが、どのような内容の見積をしたのか。</p> <p><b>鷲尾委員</b> 当初の見積額と契約時の見積額が同額でないというのはどういうことか。</p> <p><b>伊津委員</b> 見積業者は 3 社ということだが、根拠は何か。</p>

説明・答弁	質問・意見
<p>随意契約においては、町財務規則上、なるべく 2 社以上から見積を徴することとなっているため、概ね 3 社を目途に見積を徴するようにしている。</p> <p><b>眞田係長</b> プラント施設等については、特許等もあるため、建設メーカー系列の業者でないと対応できない。この度の見積対象業者は同系列業者であることから対応が可能。</p> <p><b>眞田係長</b> メーカー同系列の業者が複数社あり、入札可能と判断したため。</p> <p><b>沢田委員長</b> 他に質問意見のないことを確認して、その他について事務局から説明を求めた。</p> <p><b>眞田係長</b> 先回の委員会で話のあった「変動制最低制限価格」について、今年的事例を基にシミュレーションしてみた。全ての入札での導入は時間的にも無駄が多いことから、町側の運用要件としては、参加業者の半数以上が最低制限価格を下回る入札があった場合に運用することを想定した。</p> <p><b>眞田係長</b> シミュレーションした 8 ケースについて説明した。</p> <p><b>沢田委員長</b> ご質問ご意見ありませんか。</p>	<p><b>関塚委員</b> 結果的に見積を作成した業者と契約したわけだが、他の見積を徴した業者でも修理が可能だったのか。特殊な施設の場合は、製作した業者でないと修理できない場合もあるのではないか。</p> <p><b>伊津委員</b> そうであれば、当初制限付き一般競争入札で執行した理由は何か。</p> <p><b>鷲尾委員</b> 低入札調査基準価格の運用についてはど</p>

説明・答弁	質問・意見
<p><b>眞田係長</b> 要領上は 1 億円以上の工事について運用することとなっている。</p> <p><b>眞田係長</b> 現在、最低制限価格の運用については、工事と業務委託で運用しているが、入札参加業者数が 3 社以下の場合には運用していない。また半数以上の根拠については、先程来の話のとおり、業者がもつ積算システムが向上している、単抜き設計書を詳細まで提示している、質問の内容が細かい部分まで照会がある、最低制限価格基準額の算出方法を公表している等のことを考慮すれば、入札者の半数以上が最低制限価格を下まわる入札は異常と言うこととなり、その場合に運用する方向で検討したい。 なお、単純に 5%引き下げるという方法も検討したい。</p> <p><b>沢田委員長</b> その他全般にわたり質問・意見のないことを確認して会議を終了した。</p>	<p>のようになっているか。</p> <p><b>鷲尾委員</b> 最低制限価格設定の主旨は、業者の利益を確保することではなく、工事の履行を確保するものであり、過度なダンピングをおこなう悪質業者を排除することが目的。算定方法をいろいろと検討するのは良いが、そのようなケースの場合は単純に 5%下げて設定するほうが、シンプルで業者も納得出来るのではないか。なお、半数以上が最低制限価格を下回った場合に運用することについては、検討を要する部分でもある。</p> <p><b>沢田委員長</b> 悪質なダンピングについては、排除の必要性があるが、どのラインを排除ラインとすることは難しい問題。この件に関して委員会からの提言は、さらに検証し、もう少し様子を見ながら対応したいと思う。</p>